

宮 広 議 第 9 7 号  
令 和 2 年 2 月 6 日

宮城県社会保障推進協議会 会長 刈田 啓史郎 殿

宮城県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 岡部 恒司



陳情書の処理結果について（通知）

貴殿から令和2年1月9日付けで御提出いただいた陳情書につきましては、同年1月23日の全員協議会において全議員あて送付され、同年2月4日の令和2年第1回定例会において報告いたしました。

なお、今回の定例会において、各関係機関に提出することが可決された意見書について、参考資料として別紙のとおり送付いたします。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会事務局  
担当者：大橋  
所在地：〒980-0011  
宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号  
宮城県自治会館9階  
電 話：022-266-1026  
FAX：022-266-1031

後期高齢者医療制度に係る令和元年台風第 19 号被災者の医療費一部負担金等  
免除に対する財政支援措置の継続を求める意見書

令和元年台風第 19 号による記録的な豪雨等により、宮城県内においては、尊い人命が奪われたのみならず、甚大な被害が発生しました。大きな被害を受けた被災者につきましては、国の財政支援により医療費一部負担金等の免除措置を受けているところですが、その取扱いは令和 2 年 3 月末日までとされており。

しかしながら、被災した多くの人たちは、生活再建の長期化が見込まれる中、慣れない環境での生活を強いられ、体調の悪化が懸念されます。

今後、被災者の健康を守るとともに、その生活再建を促進していくには、更なる支援の継続が必要となっております。

こうした実情を考慮し、国会及び政府におかれましては、下記の施策の実施に必要な措置を講じられるよう強く求めます。

記

後期高齢者医療制度に係る令和元年台風第 19 号被災者の医療費一部負担金等免除に対する国の財政支援措置を令和 2 年 4 月以降も継続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 2 月 4 日

衆議院議長	大島 理森 殿	} あて
参議院議長	山東 昭子 殿	
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿	
財務大臣	麻生 太郎 殿	
厚生労働大臣	加藤 勝信 殿	

宮城県後期高齢者医療広域連合議会

議長 岡 部 恒 司